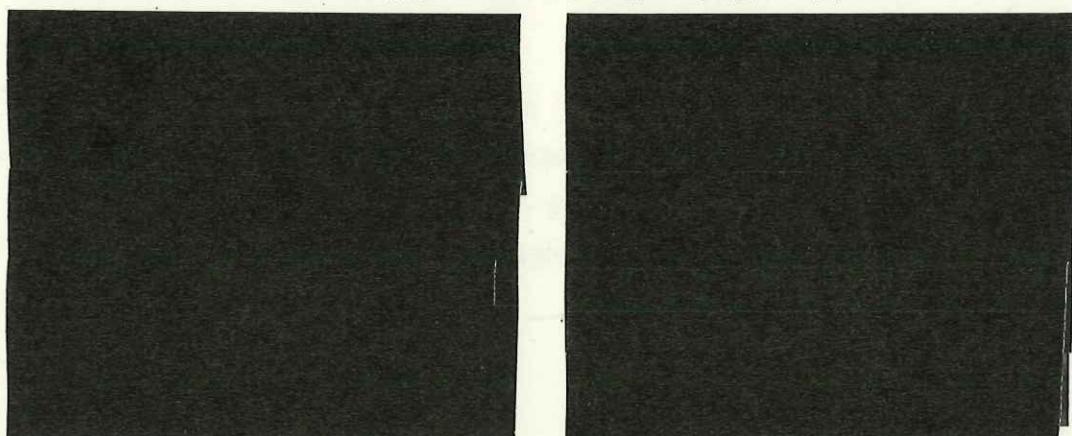


安全対策の具体的な提案

グループでは、公園が利用者にとって常に安全に利用できる施設であることを目指して管理運営を実施し、年度始めに安全管理計画を立てます。

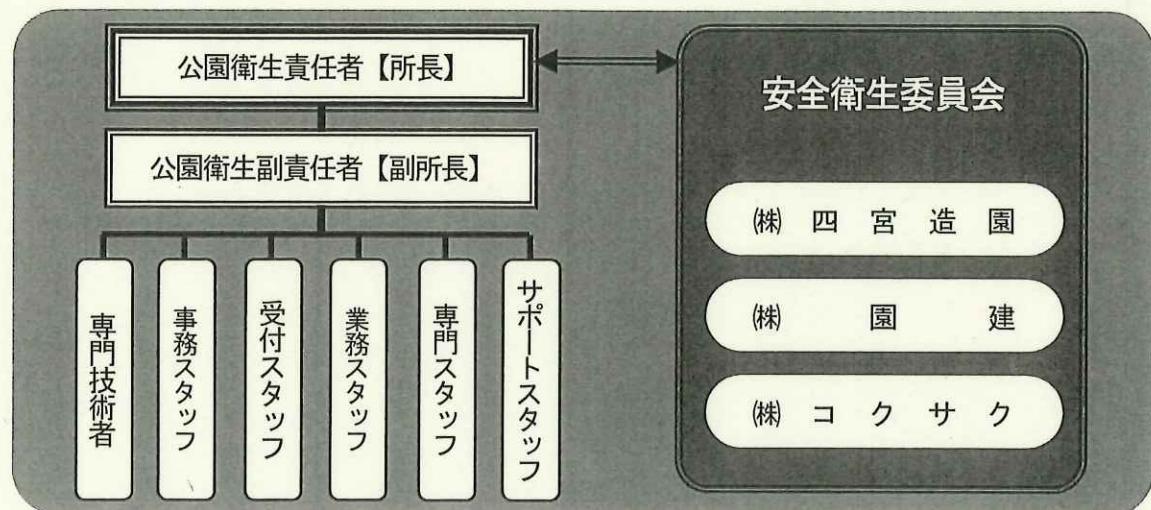
具体的な安全対策として、危険な箇所を安全チェックリストにて事前に把握し、スタッフに周知し、巡回時や作業時における安全管理を実践します。



安全衛生委員会による安全パトロール、ミーティング活動

安全管理計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全大会	○											
安全パトロール		○	○	○	○	○	○	○				
安全結果検討会								○			○	



日常の巡回による危険箇所の発見と処置(動植物)

		対象	処置
樹木	低木	折れ枝・枯枝・徒長した枝	刈込・整枝
	高木	下枝・折れ枝・枯死樹木・周辺街路樹	適時剪定・整枝
		隣接地に徒長した枝・越境した根	伐採・抜根処理
		腐植空洞	定期的な調査(樹木医)
鳥獣対策		カラスの巣づくりの調査、鳥・蜂の巣等の撤去	

《鳥インフルエンザの疑いのある野鳥の死亡個体に係る市民通報対応マニュアル》

北海道：平成29年11月10日改訂

【勤務時間内の連絡先について】

- 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課
電話番号：011-204-5825 に連絡します。

【勤務時間外、土日祝祭日の連絡先について】

- 北海道庁（代表）
電話番号：011-231-4111 に連絡します。

【対応方法など注意点について】

- ア 回収する個体は、野鳥の死亡個体のみとします。
事業系一般廃棄物の燃えるゴミとしてプリペイド袋に入れて札幌市環境事業公社に連絡し回収してもらいます。

- イ 環境省が設定した対応レベルに基づき、当該機関による野鳥のサーベイランス（調査）が必要となるため、北海道のマニュアルに示された「対応レベル1」（通常時）では、スズメ、カラス、ハト、カモメ（ウミネコ、セグロカモメなど）については、5羽以上が同一場所（おおむね見渡せる範囲を目安とする）で死亡している場合は、感染の疑いがあるものとして、石狩振興局に連絡し回収します。感染の疑いのないものは、従来通り一般廃棄物として扱います。

※ 連絡の目安：

- ・普段と変わりがなければ調査の必要がありません。通常より多く死んでいる等の異常がある場合は石狩振興局に連絡します。
- ・判断に迷う場合は公園管理者に相談します。

ウ 公園利用者から通報があった場合

感染の疑いがあるか確認し、該当する場合（不明な場合も含む）は、連絡先を公園利用者に案内するか、もしくは「発見者の電話番号・氏名」、「発見時の状況」、「保管状況」、「死亡野鳥に触れた方の有無」の聞き取りを行ったうえで、公園管理者及び石狩振興局に連絡します。

また、発見者が死亡個体に触れていない場合、死亡個体に触れないように注意喚起を行います。

死亡個体に触れた方がいる場合は、手洗いやうがいの実施、後日発熱等の健康の異常が見られた時に医療機関への受診を促します。

エ 渡り鳥のシーズンは秋から翌春くらいまでがピークですが、対応については一年を通じて行います。

オ 高原性病鳥インフルエンザの発生状況により国の対応レベルが変更され、回収時の対応が変更される場合があるため、公園管理者の指示に従って行動します。

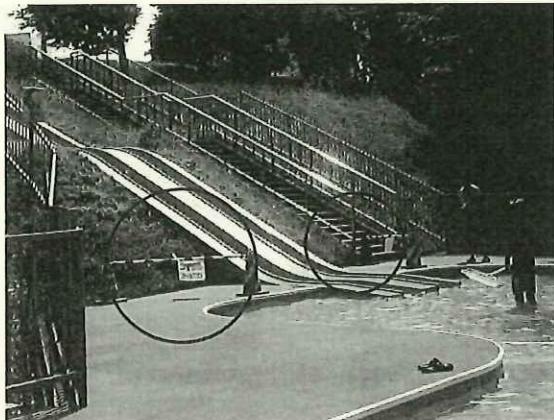
日常の巡回による危険箇所の発見と処置（各種施設）

対象	処置
広場	障害となる石・瓦礫・ゴミ・枯れ草等の清掃除去 不陸、陥没穴、築山等崩れの整正
公園の汚損状態	清掃の必要性の確認
柵類、休憩施設	破損の状態等
照明灯および引込柱、分電盤	破損の状態、不点状況等
給水・排水施設	破損の状態、漏水・詰まりの状況等
その他	不具合の早期発見・対処

特に子供にとって、遊具やウォータースライダーは魅力的な遊び場で、使い方や遊び方も様々であり、大人の想像を超えた遊び方をします。

各公園の地元地域には、学校も近隣に多数あり、子供の利用が多く見込まれることから、遊具、ウォータースライダーの施設の安全が第一と考えます。

- ・安全確保を図った電気施設、機械施設の点検のほか、冬期間については、各施設が積雪により破損することのないように、雪落しを行い、各施設からの落雪、落氷により利用者に危害を及ぼさないように注意看板等で利用者に注意を促します。



ウォータースライダー
横断防止のコーンバー



プールの水質確認

公園施設の安全対策

公園ではたくさんの人々が施設を利用していることから、子供や高齢者への安全に対する配慮は重要であると考えています。

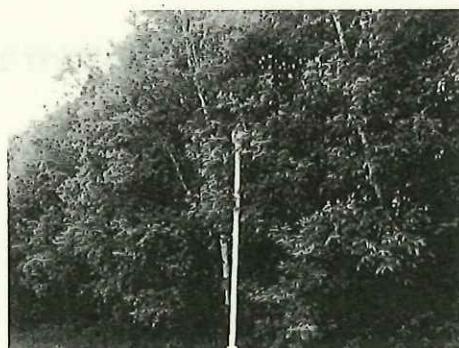
常に巡回・点検を行い、破損個所の小規模な修繕又は交換、補充を適切に行います。

秩序の維持、衛生的環境の確保、火災、盗難等事故・事件の予防等の施設の管理運営を行います。

施設全般については、融雪直後に下記の項目について重視点検を行います。

遊具施設については目視のほか、遊具の各部分に力を加えて揺らす等して安全を確認します。異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のため使用禁止等の応急的措置を行ったうえで、修繕または交換等の措置を行います。

カラスやスズメバチ等が利用者に危害を加える恐れがある場合は、適切な方法で撤去・駆除・措置します。また、注意看板を設置の上、使用禁止・立入禁止等の措置を利用者に周知し早急に対処します。



安全性に配慮した公園内の
明るさ確保のために、
照明等を阻害している樹木を剪定



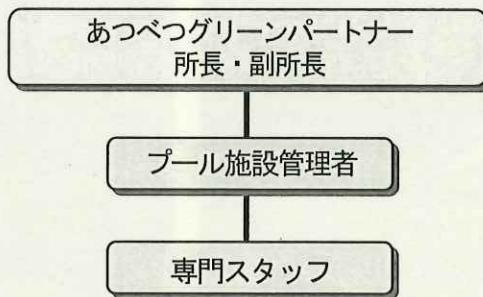
巡回により危険や異常個所を
いち早く発見し、対処します。

ウォータースライダー

安全・安心な場の提供

ウォータースライダーに関して、安全・安心を優先事項として考え、不測の事故・怪我等起きないよう監視・点検を充実させ、衛生面で不備のない環境を整えます。

事故・怪我等が発生した場合には、応急処置を施せるよう救急設備の配備や監視員教育を徹底します。



※安全対策

ウォータースライダーについては、安全管理及び水質管理に留意し、プールの安全管理については、プールの安全標準指針（平成19年3月 文部科学省及び国土交通省）に基づいて、安全対策を行います。

管理体制の整備

適切かつ円滑な安全管理を行うために管理体制を明確にし、特にプールの安全利用に留意します。

また、業務内容を「管理マニュアル」として整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ります。

- ・グループは適切かつ円滑な安全管理のために、所長、衛生管理者、監視員からなる管理体制を整えています。
- ・プール使用期間前の点検作業に立ち会い、使用期間中の業務の履行状況の検査等の管理業務が適正に行われているか確認・監督します。
- ・プール・遊水路等の水質点検や利用者への遊び方指導は各スタッフで日常的にを行い、スタッフは「管理マニュアル」を基に安全対策に努めます。

監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行います。

(P38に記載しています)

施設

対象	安全対策	内 容
遊具	日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の日常点検マニュアル「(一社)日本公園施設業協会」を基に触診を行い、点検表を作成 ・破損の状態（目視、搖動による確認）
	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・専門業者による定期点検の実施（年2回）
ウォータースライダー	監視	<ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習及び教育受講者を配置し、監視に努め、施設巡回時に安全チェックを実施
	管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理マニュアルを作成し安全対策を実施
	日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に厚生労働省健康局通知の「遊泳用の衛生基準について」に準じる（給排水口のボルト等安全確認）
	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・専門業者による水質検査（2回／年）
砂場	日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のゴミ（ガラス、動物の糞、一般ゴミ等）の除去、撤去
	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場の状況確認を行い必要時には砂の交換
公園便所	日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃
	管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「公園トイレ清掃作業要領」に準じて作業 ・「公園トイレ維持管理要領」に準じて作業

※法律の定めるところの保守点検

建築物、建築設備、電気設備、機械設備及び消防設備等については、建築基準法、電気事業法及び消防法等の法律の定めによる保守点検を適宜行います。照明灯の球切れについては、速やかに交換します。

<主要な法定点検の一覧>

施設	関連法令	点検頻度	点検項目
消防設備	消防法 (第17条の3の3)	年2回	消防設備の機能点検
浄化槽	浄化槽法	初回1回 年1回	7条検査 11条検査：機能検査

※遊具安全対策

公園内には設置後数十年経過している遊具もあり、利用者の安全確保を重要視し、現在は緊急修繕、及び一部撤去、遊具の塗装塗替え等を行っています。

利用者に安全に利用してもらうため、日常点検による修繕箇所の確定を行い、年度計画を作成して維持管理を行っています。

遊具の健全な状態の維持継続を図り、機能障害を早期発見し、予防するために「安全性の確保」「機能の保持」「美観、形姿の維持」等に配慮して、日常点検と定期点検を行っています。

定期点検（5月、7月年2回）において、公園内の遊戯施設、修景施設等を目視、触診して安全確認しています。

定期点検実施には、（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設点検管理士、または、公園施設製品安全管理士が担当して2名1班で行っています。

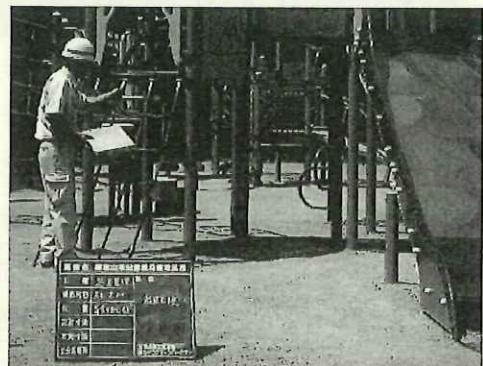
危険箇所を発見、想定できる場合は、公園管理者と協議した上で、可能であれば取外し、注意看板を設置する等の処置を行います。

点検終了後、点検報告書（写真ファイルにて）、調査書（公園名、品名、数量、ランク別を記入して）、公園管理者に提出し協議します。

点検報告書及び調査書に基づきランク付けをし、修繕概要項目、鋼製、木製、FRP類、樹脂類、モルタル、ロープ、基礎工、撤去工、新設工に分けて修繕計画を立て、

①撤去 → ②一般修繕 → ③塗装 → ④保安設備 の順に行います。

- ・破損して危険な遊具は、公園管理者と協議して撤去します。
- ・遊具点検によるランク付けを行い、判定ランクは、公園管理者と同じ5段階（a, b, c1, c2, d）とし、点検結果（電子データ）を公園管理者に1回以上提出します。
- ・修繕により安全利用の可能な施設においては、ランク付けに基づいた修繕計画を立てます。
- ・塗装塗替えの計画もランク付けにより年度計画を作成します。
- ・都市公園における遊具の安全に関する指針（改訂第2版 平成26年6月国土交通省）及び遊具の安全に関する規準（平成26年6月（一社）日本公園施設業協会）に基づいて、適切な措置を講ずるとともに、安全管理を徹底していきます。



遊具の日常点検・定期点検

園地広場等

- ・落葉時期は、舗装園路や施設周辺を中心に日常的に清掃を行います。
- ・日常的に園地及び施設の巡回点検、清掃（ごみ拾い等）を行います。
- ・植え込み地等の除草を隨時行います。
- ・低木の刈り込みを定期的に行います。
- ・枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去します。
- ・病害虫の発生状況の点検及び初期防除に留意し、やむを得ず農薬を散布する場合は、国の通知（平成25年4月26日 農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知「住宅地等における農薬使用について」）に基づき、周囲への飛散により利用者及び散布者の健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮します。
- ・風の強い日は、周辺への砂塵の飛散抑制対策として適宜散水します。

管理作業における安全対策

管理作業の際は、作業表示板を用いて作業区域の立ち入りの制限を実施します。また、日常の施設管理作業時には、作業中であることを告知し、利用者へ注意を促し、公園内で管理車両を走行させる場合は、黄色回転灯を点滅させます。作業者自身の安全対策も確実に行います。

植物管理

植物の特性にあつた年間作業計画を作成し、常に良好な状態を維持します。また、各植栽地の管理に当たっては、来園者の利用と安全を確保しつつ、病害虫防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理します。防草剤は使用不可とします。

樹木管理

- ・必要に応じ、整枝・剪定を行います。
- ・枯れ枝、危険木については、常に観察を行い、危険がないように適宜処理します。
- ・支柱については、必要のないものは適宜撤去し、必要なものは補修します。
- ・施肥は、必要に応じて適宜行います。
- ・防除作業は必要最小限に止め、利用者、散布者に影響のないように留意します。
- ・降雪に備え、低木、針葉樹等必要なものには適宜冬囲いを行います。
- ・冬期間については、枝からの落雪により利用者に危害が及ばないように、適宜雪落しを行います。

芝生・草地管理

芝生管理は一定の広がりをもつ芝草で構成された植栽空間を維持するものであり、草丈の抑制、雑草の除草及び芝草の健全な育成を図るために、芝刈、施肥、除草、病虫害防除、目土掛け等の作業を実施します。

公園緑地の芝生空間は、野球場、ピクニックや遊戯に利用される芝生広場、法面等において土砂の流亡や飛砂を防ぐことを目的として整備された芝生等、その果たす役割や機能は多様であり、前述の各作業の必要性、頻度、内容等は、おのおのの芝生の機能を達成させる視点から維持管理していきます。

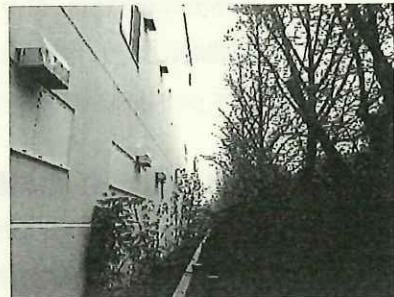
- ・芝刈り・草刈りは、それぞれの区域に応じて適宜行い、利用に支障のない状態に管理します。
- ・施肥、目土、散水、エアレーション等の作業は、仕様書に準じて行います。
- ・芝生用肥料は、効果の持続性の高い材料を使用することで作業効率化と経費節減を行います。
- ・花壇・プランター管理は、地拵えや球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病害虫防除、除草等を適宜行いますが、除草剤は原則として使用しません。
やむを得ず使用する場合は、使用目的、範囲等を示して、公園管理者の許可を得ます。
- ・芝生の剥げている箇所は種子散布、目土補充、芝の張替えにより、速やかに補修できる体制づくりを行っています。

良好な芝生地を維持するためには、芝刈りは欠かすことができない重要な管理作業の一つであり、芝刈りの目的は以下が考えられます。

- ・芝生広場の面を平滑にし、草丈を低くすることで美観を高めます。
- ・芝生の分けつを促進し、ターフを密生させます。
- ・利用、修景目的に応じた芝生の刈込高を維持します。
- ・通風、日射を確保し、健全な生育を促します。
- ・雑草を消滅させたり、雑草の侵入を防ぐ等、除草効果を高めます。
- ・樹林地と連続する草地では、生物多様性確保を考慮して刈高を高くします。

樹木等植物の育成管理

公園における樹木管理の基本は、当初の植栽計画を十分把握した上で、樹木本来の役割、機能を十分發揮するように、健全に育成し維持します。樹木管理は、周辺環境との調和を図った景観形成を考慮しながら、樹木の生長や生態的遷移に伴って刻々変化する状況に合わせて実施します。



枝剪定後

また、4公園は地域住民の生活環境と密接な関係にあることから、地元地域の理解、特に、地域住民の理解を得ながら調和の取れた自然共生型の育成管理を行います。

以下の植物の4つの特性をふまえて、植物の生理、生態的特徴を十分に理解して、健全な育成を図る管理をしていきます。

①生物として生命活動を行う自然性	②成長、繁殖を続けていく永続性
③形態が多様に変化していくことによる周辺との調和性	④個体ごとに異なる個性美を持つ

管理手法、作業にあたっては所長以下、スタッフによる協議の上で決定します。その際、樹木医、有識者等の意見も取り入れつつ、毎年調査計画を独自に実施しながら適正な作業を実行します。具体的な作業内容は以下の通りです。

剪定、刈込、枯れ枝、危険木

剪定は、植栽目的と整合を図りながら、大胆かつ要領を得た作業が求められており、美觀上、実用上、生理上、安全上の目的から行います。

枯れ枝、危険木については、常に観察を行い、危険がないように適宜処理します。

【美觀上の目的】

貴重木や景観木等単独の樹木そのものの美觀を保持する剪定と、組合せ植栽において、樹木間のバランスを維持するために剪定を行います。

【実用上の目的】

防災、防風あるいは景観、遮蔽等複数の機能、目的を兼ねている場合が多く、剪定にあたっては、これらの目的を認識した上で作業する必要があります。

【生理上の目的】

枝葉が繁茂しすぎると通風、日照等が阻害され、病虫害や枯損枝、台風や雪による枝折れ、倒木等が発生しやすく、剪定により徒長枝、こみ枝を間引き、通風、採光をよくしてこれら病虫害を予防します。

【安全上の目的】

交通安全の観点から、視認性確保を目的とした剪定を行います。

パークゴルフ場

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。

定期的に行う作業として、芝生補修、排水施設泥上げ、ホールカップ周り補修、防球ネット補修等を行います。

パークゴルフ場コース内の維持管理(もみじ台緑地)

もみじ台緑地の3箇所のパークゴルフ場にはそれぞれ同好会が組織されており、公園管理者が実施する回数を超えた草刈を行っており、更に芝生の維持作業（施肥、灌水、補修）、利用調整等を行っています。同好会での維持作業に必要となる肥料、土、生芝等については適宜必要数量を支給します。

仮設トイレについては、期間中は野津幌川緑地コースには2基設置し、その清掃を行います。

3箇所のパークゴルフ場の芝生維持のため、必要に応じて春先の施肥、終了後の目土等を行います。

パークゴルフ場コース内の維持管理(厚別山本公園)

厚別山本公園のパークゴルフ場は札幌市の公園において、全市的な大会の開催が可能な規模として、山口緑地に並ぶ規模で整備されています。

日本パークゴルフ協会の公認コースとして維持していくために、必要な人員や備品の整備等を行います。

草刈機作業中に利用者が近くを通る場合は、利用者が離れることを確認するまで作業を一時停止するとともに、作業実施前には小石等の飛散する危険性のある物を除去し、安全確保を徹底します。利用者が少ない時間帯や曜日に作業することを基本としますが、天候の状況によって草丈の伸長が著しい場合は臨時に草刈作業を追加します。

パークゴルフの打球の衝突から樹木を守るために、樹木の幹を保護シート等で保護します。

仮設トイレについては、2基設置し、その清掃を行います。

間伐

公園緑地内の樹林の場合には、健全な樹林を育成する上で、樹林密度を調整するため間伐を必要に応じて行います。

支柱取替え

支柱は、樹木の根が十分に張っていないとき、強風等により新しく張り出した根が切断される被害が予想される場合にこれを防ぐ目的で行っています。

また、必要のない支柱は適宜撤去し、必要なものは補修します。

冬囲い、雪落とし

雪の荷重による幹折れ、枝折れ等の冠雪害や、降雪により樹木が埋没した場合、積雪圧から起こる雪圧害等の被害も多いことから、雪害から樹木を守るため、低木、針葉樹等必要なものには適宜雪吊り、冬囲いを行い、冬期間は、枝からの落雪による利用者への危険が生じないように雪落としを隨時行います。

灌水

灌水は、水分吸収と蒸散のバランスが崩れたときに行うものであり、夏期の日照りの続いたときだけでなく、人工地盤等乾燥しやすい条件の場所に植えられた樹木等にも必要な作業となります。

ミズバショウ

春に咲くミズバショウの群生地では、花を楽しめるように再整備された木道を管理しています。

希少な植物の保全と特定外来生物の駆除

外来生物法において「特定外来種」に指定されているオオハンゴンソウやオオキンケイギク、オオフサモは駆除対象であることに十分留意し、希少な生物の保全と合せて外来生物に関する知識や情報を委託業者にも周知します。

動物類に係る取組

野生生物の生息環境の保全を基本としますが、植物同様に外来生物法において「特定外来種」に指定されている種が確認された場合は、公園管理者に報告した上で対処します。

野鳥への給餌活動については、野鳥本来の生活力を減退させる恐れがあることや衛生面の心配を危惧する利用者もいることから、給餌している利用者がいた場合は、中止してもらえるように啓発活動を行います。

昆虫類に係る取組

昆虫については生物多様性確保の上で不可欠な存在ですが、管理運営上の「害虫」になります。セイヨウオオマルハナバチといった「特定外来種」指定の昆虫類は対処しますが、悪影響のない昆虫については保全を基本とします。地域固有の希少な種類が確認された場合は、その生息環境の保全に努めます。

現在、青葉中央公園の管理棟にてボランティア団体との連携によるホタルの観察会を開催して、親しみやすい昆虫とのふれあいの場を提供しており、世代を超えて多くの利用者に楽しめています。今後は、ホタルを園内の池に放して観察していくことを計画しています。

自然環境(ビオトープ・大花壇)に係る取組み

厚別山本公園のビオトープエリアについては、池、湿地、草地、樹林地で形成されおり、それらの適切な維持管理が必要となります。今後の良好な自然環境の育成を目指し、平成29年度に札幌市により「厚別山本公園ビオトープ維持管理計画書」を策定しており、これに基づき適切な維持管理に努めます。

- ・ビオトープエリアについては、策定されている「厚別山本公園ビオトープ維持管理計画書」に基づいた自然環境の点検、維持管理、育成等を行います。
- ・大花壇エリアについては、本仕様に基づいて維持管理を行うことを基本とするが、良好な景観を維持するために必要な作業を行います。
- ・自然環境の維持管理については、不確定要素を多く含むため、計画外の作業が必要になった場合も柔軟に対応します。
- ・ビオトープ、大花壇等は、多くの市民が関心を抱いていることから、市民と協働での維持管理等も検討します。
- ・厚別山本公園の周辺は、山本川や処理場用地の調整池等の水辺も存在しており、この周辺環境を意識して適切な環境保全に努めます。
- ・厚別山本公園のコンセプト(P62に記載)等に沿った維持管理を行います。

公園トイレ

管理するトイレについては、「公園トイレ清掃作業要領」「公園トイレ維持管理要領」に基づき日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃を行います。

また、スタッフが4月～11月までは週3回、12月から翌年3月までは週2回の清掃を行います。

現在、もみじ台緑地の野津幌川緑地パークゴルフ場と厚別山本公園のパークゴルフ場に仮設トイレを2棟ずつ設置していますが、利用者から好評を得ていることから引き続き設置します。

日常清掃時にトイレの破損・設備の状況を確認し、適宜汲み取り業務を依頼します。

また、仮設トイレにはラティスの柵を設置し景観に配慮しています。

- ・日常点検：清掃時に破損状況、給排水・電気設備の点検、衛生状態の点検を行います。



ラティスの設置

清掃

園路、広場の清掃のほか、各種サイン、案内板等の板面清掃を定期的に行い、ベンチ、テーブル、手すりの清掃を随時行います。

利用者の動向、塵芥の発生量に即応して適切な措置を取り、塵芥は缶、ビン等種類ごとに定められた処理方法にしたがって、適切に処理し清潔に保ちます。

公園内から発生したごみは、分別収集して処分します。

一般ごみ（可燃ごみ）及び資源ごみ（ビン、缶、ペットボトル等）については、それぞれの回収日と再利用を行っている処理業者が処分します。

揮発性有機化合物を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しません。

日常清掃

・開館日に定期的に清掃を行い、消耗品の交換を行います。

・開館前に清掃を行います。

床の状態については、以下の通りとします。

・ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガムが無く、水やその他の液体がこぼれていない。

・埃取りマットに、こびりついた埃、土、シミ等がない。

カーペット素材等については、以下の通りとします。

・シミ、汚れ跡がない。

・縮み、色落ちが無く、均等な見栄えである。

その他ハード素材については、以下の通りとします。

・研磨剤その他が、通路や各室内、それぞれの端や隅に残されていない。

・研磨機による傷がついておらず、全体が同質の光沢である。

壁、天井の状態については、以下の通りとします。

・埃、チリ、糸くず、落書き、クモの巣等がない。

・ポスターの貼付け、備品や機材の設置等による跡がついていない。

窓、ドアの状態については、以下の通りとします。

・外部、内部のガラスの表面に拭き取り後の縞、汚れ等がない。

・ドア枠やレール等はチリ・砂・ゴミが無くきれいで、テープの跡やシミ等がない。

その他の施設環境については、以下の通りとします。

・各室、通路は片付いており、非常口・非常ドアの利用が妨げられていない。

・不快な臭いがしない。

計画清掃

- ・計画清掃は、清掃計画に基づき、休館日に実施します。
- ・清掃計画については、公園管理者の承認を得ます。
- ・床は年2回以上実施します。また、材質に応じて適切に洗浄、ワックス等塗布等を行います。
- ・照明器具、換気扇、レンジフード、空気清浄器等は年4回以上実施します。
- ・電化製品は年6回以上実施します。また、内部に埃、塵、カビ、油汚れ、水垢がついていないか確認します。

廃棄物収集処理

- ・廃棄物により施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化しないよう配慮します。
- ・紙くず、BIN、缶、ペットボトル、生ゴミ等の事業系一般廃棄物は、分別・収集し、所定のごみ集積場に運搬・集積し、公園管理者指定の方法により処理します。
- ・収集ゴミを集積場所に保管する際には、分別整理、整頓を行います。
- ・集積場所はゴミが散乱していたり、悪臭、ねずみや病害虫が発生しないよう配慮します。
- ・産業廃棄物については、法律に従って適切に保管・廃棄します。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守します。

管理事務所

管理事務所は維持管理の拠点であり、また、地域住民との協働の拠点として利用者へのサービス提供及び情報発信を行います。

スタッフが毎日清掃を行い、機械警備については専門業者に委託し、火災や不法侵入等に備えます。

業務の内容は、パークゴルフの受付のほか、施設案内、来園者対応、苦情・要望対応、清掃（日常・定期）、施設の開閉等とします。

また、施設の案内、来園者対応については、公園利用者の利便性向上のため、公園利用者に対して公園施設や見どころの紹介、障がい者に対しては、障がいの程度にあわせたルート紹介、問い合わせ（公園概要、落し物、バス時刻、公園利用時間等）に対する対応を行います。

ゴミや埃、汚れ等がないように、消耗品が欠落しないように常に施設を清潔かつ正常に維持します。状況に応じて日常清掃と定期清掃を組み合わせて実施します。

冬の管理事務所の利用

冬期の各講習会を開催致します。（P118に記載しています）

開所時間

- ・原則として8時45分から17時15分とします。
- ・ただし、公園施設の使用時間等を考慮の上、延長することも検討します。

業務内容

- ・有料公園施設の受付
- ・利用促進活動
- ・地域住民やボランティア団体等との協働事業の推進
- ・自主事業の推進
- ・都市公園に関する要望及び苦情の処理
- ・事故時、緊急時の対応
- ・災害対応及び応急措置
- ・法第6条及び条例第3条に係る許可についての公園管理者との連絡及び調整

備品管理

公園管理者が備え付ける備品（事務機器及び鍵を含む）は、「札幌市が貸与する車両及び物品」として扱い、台帳による適正な管理を行います。

備品は利用者に対し支障のないように所要の機能を発揮する状態を維持し、常に保守点検・清掃を行い、不具合の生じた備品は修繕を行います。

利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに現状を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認等、必要に応じた対応を行います。

特記仕様書に記載する備品は、毎年度全件が対象となるよう計画を立て、その有無及び状態を点検します。

また、施設の管理運営にあたっては、指定管理者と公園管理者とは備付けの備品及び公園管理者が貸し出す施設の鍵について物品仕様貸借契約を締結するものとします。

なお、備品の加除があった場合は、公園管理者及び指定管理者の双方合意のもとに、維持管理業務特記仕様書で定める備品台帳の加除欄へ内容を記入し、備品管理に努め、協定改定は不要とします。

施設管理

- ・情報が記載されている書類は施錠して収納します。
- ・使用するパソコンはパスワードで安全に管理します。
- ・事務所の施錠はチェックリストで管理確認を行います。

花壇及び落葉ステーション管理

施設のうち横壁は木製なので、腐食が無いか適宜確認し、必要に応じて落ち葉の攪拌を行い堆肥化を促進します。地元住民団体による花壇管理が行われていますが、青葉まちづくりセンターと連携し、落葉ステーションの管理・運営については、公園管理者、青葉まちづくりセンター等と協議し適切に行います。

管理事務所、倉庫(青葉中央公園北東部)

上記の2棟については、管理対象施設である。管理事務所建物は、管理事務所としては使用しないが、地元団体がホタルの観察会などで利用しているので、活動の場を提供します。公園内の倉庫については、公園管理者、青葉まちづくりセンター、指定管理者の3者で管理用資材等を保管しています。

駐車場

駐車場の管理にあたっては、利用者が混乱しないように開放・閉鎖の表示を行い、円滑な利用の確保に努めます。

- ・日常管理：設備は毎日点検を行い、保守に努めます。

・開場時間

- ・厚別山本公園は、7時～19時。
- ・もみじ台緑地は、第1・3駐車場は適宜開場。
第2駐車場は8時～17時。
第4駐車場は常時開場。
- ・大谷地流通団地東側緑地は、常時開場。
- ・青葉中央公園は、7時～20時。

テニスコート

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。

定期的に行う作業として、排水施設泥上げ、コート砂の補充及び敷き均し等を行います。

野球場

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。

整地、ライン引き、砂散布、外野散水（夏期芝生生育期）等を必要に応じて行います。

テニスコート・野球場

対象	安全対策の内容
グラウンド	<ul style="list-style-type: none">・巡回時、目視・触診を行い早期発見、処理・特に陥没穴の確認

ネット・フェンス等

対象	安全対策の内容
ネット フェンス	<ul style="list-style-type: none">・修理・交換・応急処置の実施

砂場

特に安全管理及び衛生管理を徹底します。

木柵

- ・定期点検：毎週1回目視・触診を行い、ぐらつきがないか点検します。
- ・点検時に不具合を発見した際には、直ちに修繕を行います。

集水樹・側溝

- 定期点検：巡回時に集水樹・側溝の点検を行います。
- 台風等により大雨が予想される場合に事前に側溝や樹等を重点的に点検し、障害物の除去を行います。



側溝補修中の安全措置

電気設備

- 照明設備は巡回点検を行います。
- 点灯異常は速やかに点検・清掃・措置を行い、日常の監視により不具合を発見した際には、直ちに修繕を行います。

処理場関連施設(厚別山本公園)

公園内に存在する処理場関連施設については、管理運営の管理対象施設に含みませんが下記事項に留意します。

ア ガス抜き管

埋設廃棄物から発生するガスを大気中に放出するために、公園内にガス抜き管が数基設置され、処理場管理者によるガス濃度測定が定期的に行われる予定です。処理場管理者による測定に協力するとともに、損傷等を与えないよう留意します。

「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（環境省廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会）」に基づき、一定配慮がなされた施設建設や造成が行われ、ガス抜き管等が設置されているが、建物内やマンホール内において、労働安全衛生上や建築物における衛生的環境上確保について留意します。面的に廃棄物埋立地表面の通気性を低下させるような利用を行う場合は、ガスが滞留し、健康を阻害したり、何らかの理由により点火し爆発するがないように、利用方法や仮設物等の形状に配慮します。

イ 集水槽、圧送ポンプ、圧送管

土えん堤内部に溜まった汚水を排出するため、公園内に集水槽及び圧送ポンプが数基と、汚水を処理施設まで圧送するための圧送管が設置されています。処理場管理者による定期的な点検が行われる予定であるため、点検の際に協力します。

ウ 土えん堤

廃棄物を埋設するため、公園敷地は土えん堤と呼ばれる盛土上に造成されています。土えん堤は処理場としての機能を維持するために必要な構造物であるため、維持管理にあたって損傷を与えないよう留意します。

土えん堤の維持のために必要な緊急の対応については、公園管理者と協議し対応を検討します。

工 検量所及び隣接処理場

厚別山本公園に隣接して、稼働中の処理場があり、公園北側には隣接処理場への廃棄物及び土砂の計量を行う検量所があるため、今後も継続して大型車両が通行する予定です。

オ 管理用通路

公園の外周には、処理場管理のために必要な管理用通路が整備され、公園メインゲート付近で利用者との動線が交錯するため、留意します。

また、公園利用者が管理用通路へ立ち入らないようにするために、交錯部には門扉が整理され、処理場管理者の通行時以外は施錠されています。当該門扉については、処理場管理により開閉が行われますが、浄化槽や井戸ポンプ庫へアクセスのため公園管理者が通行する際には処理場に連絡の上、利用します。

東側第2進入路は、処理場管理用通路との接続があり、チェーン柵が整備されているので、公園利用者が管理用通路へ立ち入ることが無いようにします。

カ その他

排水施設等については、本業務の対象となるもの以外は処理場による管理となっています。

浄化槽

市街地調整区域内に造成される公園のため、トイレ等から発生する汚水については、えん堤下部に設けた浄化槽2基により処理し、山本川へ放流します。

浄化槽については定期的な点検が必要となり、管理運営において点検・清掃等の維持管理を行います。また、期首・期末に浄化槽の稼働と停止を行います。

【点検・作業内容】

① 保守管理業務

・全機能点検

保守点検期間 4月20日～11月30日（7.5か月）想定

4月下旬：1回、5月～11月：月2回、全15回を想定

点検項目：機能及び作業状況、機器類の状況、スカム厚・汚泥厚

水質(色相、臭気、水温、PH、透視度、DO、放流水の残留塩素等)

・消毒薬剤補充（使用日数225日を想定）

次亜塩素酸ナトリウム 使用水量22m³/日、薬剤注入率20mg/L、有効塩素量70%

・汚泥引抜き（1回を想定（状況により2回））

汚泥調整、清掃 前置担体流動槽：4.85m³、夾雜物除去層：13.57m³

嫌気ろ床槽：15.22m³、循環ろ過槽・消毒槽：3.69m³

3次処理担体ろ過槽：3.72m³

- ・3次処理薬剤補充（使用日数225日を想定）
 - 凝集薬剤：ポリ塩化アルミニウム（PAC）
使用水量22m³/日、薬剤注入率50mg /L、PAC 比重：1.2
 - 中和薬剤：水酸化ナトリウム（NaOH）
水酸化ナトリウム（NaOH）25%、薬品計画消費量：3L/日

② 法定検査対応

- ・定期検査「法11 条検査」（外観検査・水質検査・書類検査）
- ③ 報告書作成
 - ・建築保全業務共通仕様書（国交省）、建築基準法、環境省関係浄化槽法施行規則、浄化槽法定検査判定ガイドライン（環境省）に基づいた検査報告書。
 - ・点検記録、並びに各薬剤注入記録。
 - ・水質検査等の取りまとめ。

井戸ポンプ庫

公園内の散水用途、及びビオトープ内の池への給水源として、えん堤下部に井戸及び井戸ポンプ庫が整備されています。井戸ポンプでくみ上げた井戸水は受水槽に供給され、圧送ポンプにより公園内へ配水しています。

井戸水は、各散水栓、ビオトープ池に接続されるほか、各トイレの洗浄水に使用されています。（トイレの手洗い水は上水）。

井戸水の使用にあたっては、地下水環境の保全のため、井戸ポンプ庫内に設置されているメーターを毎月検針し、年度単位で取りまとめの上、札幌市環境局環境対策課へ報告します。また、期首・期末時に井戸ポンプの稼働と停止を行います。

循環ポンプ

パークゴルフ場の西側に整備されている池には、ビオトープへの循環水の供給のため循環ポンプが整備されています。期首・期末時のポンプの稼働と停止を行うほか、適切な保守に努めます。

第2進入路

公園東側に整備されており、イベント等でメインゲート付近の車両混雑が予想される場合の使用を想定しています。1車線となっている為、イベント時に使用の際は、午前は上り方向（入場）の通行とし夕方は下り方向（退場）の通行等が想定されるが、公園利用者に進行方向を分かり易く告知します。また、一方通行路として使用する際は、進行方向の掲示や逆方向からの侵入防止を行います。

電気料金及び水道料金(厚別山本公園)

管理区域内にかかる電気代は、札幌市にて別途支払いを行います。
遊戯広場・多目的広場・中央エントランス広場の区域にかかる水道代は、札幌市にて別途支払いを行います。

除雪(厚別山本公園)

厚別山本公園は冬期間閉鎖とする予定ですが、閉鎖までの間で降雪があった場合は、公園利用者が通行可能となるよう車両進入路及び駐車場の除雪を行います。

公園閉鎖後の冬期間において車両進入路沿いの集水槽等の維持管理のため、処理場による除雪が行われる可能性があるため、進入路沿いにスノーポールの設置を行います。

冬期間

各施設が積雪により破損または落雪、落氷により利用者に危害を及ぼさないように、巡回を行い、雪落とし等対処します。

積雪前に施設・工作物の撤去、冬囲い等を行い、養生作業を行います。

- ・雪に覆われ工作物の存在が確認出来ず支障があると判断される箇所は、スノーポールを設置します。
- ・水飲み台の養生のほか、雪害により枝が折れたりしないように樹木の雪囲いを行います。

修繕

利用者から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに現状を確認するとともに、応急処置、修繕費用・期間、原因の調査等、必要な初期対応を行います。また、当該対応の結果について、遅滞なく公園管理者に報告します。

修繕を行うにあたり、再委託にかかる契約を締結する際には、札幌市契約規則及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領に準じて、軽微なもの、緊急を要する場合を除き原則として複数の団体から見積を取ります。また、修繕を行うに当たっては、緊急に実施する必要のある場合を除き、事前に公園管理者の承認を得、緊急に実施した修繕については、実施後速やかにその概要を公園管理者に報告します。

施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者及び施設等の安全性を確保します。

修繕計画の策定として、施設・設備等の破損、老朽化した場合の修繕方法の検討、見積書の徴収を隨時行い、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、

原則として毎年1回、別途指示されたときに必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位を整理し、公園管理者に報告します。

改修工事・大規模修繕

指定管理期間中に、公園管理者が行う改修工事や大規模修繕等、行政目的達成のため指定管理の一部または全部について、供用停止のある場合は、公園管理者に協力します。

組織的補償

- ・法令及びその他の規範の遵守を徹底します。
- ・「個人情報保護要綱」に基づく運用を行い、常に最新の規定へ整備します。
- ・個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び継続的改善を行います。

拾得物等

拾得物については、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づいた取扱を行なが
ら、拾得物取扱台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けます。

警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止する
ことにより、財産の保全と人心の安全を図り、円滑な管理運営を行うために警備計画
を作成します。

- ・鍵の管理
- ・開館時及び閉館時の開場、施錠及びシャッターの開閉
- ・出入管理
- ・施設の秩序維持
- ・事務所保守警備システム等の管理
- ・日常的な業務内容、スケジュール
- ・緊急時の対応手順
- ・警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、利用者に不快感・
威圧感を与えないよう業務を行います。
- ・公園管理事務所において、夜間の機械警備を行い、異常が確認された場合、直
ちに警備会社から警備員が現場に急行し、現場確認を行うとともに、必要に応
じて所長へ連絡を行い、処置を講じます。

個人情報の保護についての提案

- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて情報管理を行
います。管理に関して得た情報は内部機密とし、本業務以外には使用しません。
- ・登録情報は所長が個人情報責任者となり、帳票等管理責任者は所長が指名した
者とします。
- ・個人情報保護について関係者に周知徹底し、教育を実施する等啓発活動に努め
ます。
- ・個人情報の取扱いは、有料施設利用等における通知等管理運営に必要な事項の
みとします。
- ・個人情報は、申込者氏名・住所・連絡先・所属団体名等とします。
- ・施設利用に関する事項・遺失物の通知等といった、個人情報を掲示する必要が
ある場合は、氏名・団体名等の必要最低限とします。
- ・目的を終了した個人情報は、データの複製等も含め完全に破棄します。
- ・個人情報保護方針（プライバシーポリシー）をホームページにて公開していま
す。

違法行為の注意指導

札幌市都市公園条例、都市公園法に規定する禁止行為及び制限行為が許可なく行われている場合や不法占拠が行われている場合は、注意・指導し、防止に努めます。

施設・設備や遊具の利用方法で、不適当と認められるものについては、適正な利用方法を指導します。

占用に当たっての立会

公園管理者から占用許可を得ている占用物件について、必要に応じて設営・撤去時に立会を行い、土地及び施設を破損または損傷させていないか確認のうえ、破損等が確認された場合は、速やかに公園管理者に報告します。

- ・設営・撤去を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し業務の実施について十分に案内します。
- ・必要な場合には、法令等に従い有資格者により作業を行います。

ホームレスへの対応

ホームレスが起居の場所として使用し、他の利用者の適正な利用が妨げられている場合は、公園管理者並びに各区の保健福祉部やホームレス支援団体と協力して必要な措置をとります。

老人農園

老人農園（厚別区もみじ台西1丁目2番、面積2,900m²）については、特別な場合がない限り、公園管理者の申請に基づき、当該老人農園を分区園として公園施設設置許可としているため、管理区域からは除外します。管理については、申請者が行うものとします。現在も申請・管理がなされているが、老人農園として許可申請がなさない場合は、その取扱いについては別途協議します。

(2) 仕様書等との差異

グループでは、これまでの管理運営の経験を活かし、利用者満足度を高めて安全で快適な環境を提供できるよう、管理内容を変更します。維持管理基準表との差異は、次の通りです。

- 厚別山本公園パークゴルフ場の維持管理については、仕様書ではフェアウェイの草刈回数が26回となっていますが、草刈回数を27回に増やして機能性と美観を保ち、気持ちよく利用できるように配慮します。

管理内容 (厚別山本公園)	維持管理基準表	計画
草刈 (フェアウェイ)	26 回/年	→ 27 回/年
草刈 (ラフ)	13 回/年	→ 14 回/年

- もみじ台緑地、青葉中央公園の花壇において、仕様書では除草回数が2回となっていますが、利用者の注目度が高いことから、除草回数を3回に増やして美観を保ち、利用者が気持ちよく過ごせるように配慮します。

管理内容 (もみじ台緑地・青葉中央公園)	維持管理基準表	計画
花壇の除草	2 回/年	→ 3 回/年

- 現在、厚別山本公園パークゴルフ場と野津幌川緑地パークゴルフ場（もみじ台緑地）に設置されている仮設トイレにおいては、遮蔽効果のあるラティスで囲うことで利用者からの好評を得ていることから、今後も継続していきます。

公園名：厚別山本公園（令和6年度～令和10年度）

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡視	1式	33回	4～11月													
	定期巡視	1式	12回	通年													
	来園者対応窓口	1式	215回	4～11月	◆												
	有料施設受付	1式	215回	4～11月	◆												
	清掃A	236, 547m ³	16回	4～11月	◆												
	清掃B	236, 547m ³	1回	4月	◆												
	清掃C	236, 547m ³	1回	10月・11月													
	草刈B	16, 679m ²	3回	5～10月	◆												園路沿い等
	草刈D	21, 426m ²	2回	5～10月	◆												えん堤
	草刈E	22, 141m ²	2回	5～10月	◆												環境外周林等
	花壇除草B	248m ²	2回	5～10月	◆												北エントランス広場等
園内一般部	公園樹木管理（剪定等）	1式	適宜	◆													
	水飲み台冬用化	4箇所	1回	4月・11月	◆												設置・撤去
	遊器具冬用化	10基	1回	4月・11月	◆												設置・撤去 (ブランコ、伝音管、チューブ、滑台)
	トラフ清掃	4, 391m	1回	5～10月	◆												
	糸網清掃（2型糸網）	49箇所	1回	5～10月	◆												糸網245箇所
	糸網清掃（点在）	6箇所	1回	5～10月	◆												糸網27箇所
	水路清掃（遊歩道清掃B）	840m ³	2回	5～10月	◆												
	スノーボール設置撤去	100本	1回	4月・11月	◆												設置・撤去
	ゲート閉鎖	2箇所	215回	4～11月	◆												毎日

公園名：厚別山公園（令和6年度～令和10年度）

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
草刈 <small>F</small>	期首・期末作業	1式	1回	4月・11月	◆								◆				ネット設置・撤去等
フェアウェイ (A,Bコース)	5,100m ²	27回	4~11月														
フェアウェイ (C,Dコース)	5,200m ²	27回	4~11月														
ラフ (A,Bコース)	8,600m ²	14回	4~11月														
ラフ (C,Dコース)	8,500m ²	14回	4~11月														
施肥	27,400m ²	2回	4~11月														
目土かけ	27,400m ²	1回	4~11月														芝生状況により実施
散水	1式	20回	4~11月														
ベンカーポール	380m ²	1回	4月	◆													
エアレーション	27,400m ²	1回	4月	◆													
樹木剪定	1式	適宜	適宜	◆													
寄植刈込A	510m ²	1回	5~10月	◆													
高木冬用A	28本	1回	4月・11月	◆									◆				設置・撤去
低木冬用D	2,360本	1回	4月・11月	◆									◆				設置・撤去
低木冬用E	192本	1回	4月・11月	◆									◆				設置・撤去
公認申請(更新)	1式	1回/5年	4月	◆													令和6年度春のみ (5年毎更新)

公園名：厚別山本公園（令和6年度～令和10年度）

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
芝刈トープ	草刈A（下草刈り）	10,120m ²	1回	5～10月													高密度植栽エリア
	草刈A（下草刈り）	6,500m ²	2回	5～10月													低密度植栽エリア
	草刈A（園路沿い）	850m ²	3回	5～10月													
	湿地除草（花壇除草C）	1,260m ²	2回	5～10月													
	巡回・点検	1式	33回	4～11月	◆												
	土壤耕起	1,910m ²	4回	4月・7月・11月	◆												刈り取り含む
大花壇	播種	1,910m ²	2回	5月・8月	◆												
	施肥	1,910m ²	4回	5～10月	◆												
	除草C	5,720m ²	4回	6～9月													
	追播	1,080m ²	1回	5月	◆												
	草刈B	10,150m ²	4回	5～10月													
	草刈B	6,000m ²	4回	5～10月													
展望広場	高木冬囲いA	12本	1回	4月・11月	◆												
	寄植刈込A	131m ²	1回	5～10月													
	低木冬囲いD	255本	1回	4月・11月	◆												設置・撤去
	低木冬囲いE	402本	1回	4月・11月	◆												設置・撤去

公園名：厚別山本公園（令和6年度～令和10年度）

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
遊戯広場	草刈工	7,795m ²	5回	5～10月													
	高木冬園いわ	21木	1回	4月・11月	◆						◆						設置・撤去
	低木冬園いわ	31木	1回	4～11月	◆						◆						設置・撤去
遊戸施設	遊器具点検	1式	2回	4月・7月	◆												国内休養施設等も含む
	遊器具修繕	1式	随時	隨時													国内休養施設等も含む
	草刈工	13,916m ²	5回	5～10月	◆												
多目的広場	高木冬園いわ	12木	1回	4月・11月	◆						◆						設置・撤去
	低木冬園いわ	24木	1回	4月・11月	◆						◆						設置・撤去
	低木冬園いわ	22木	1回	4月・11月	◆						◆						設置・撤去
トイレ管理	公園トイレ清掃	4棟	週2回程度	4～11月	◆												受付棟内トイレ含む
	公園トイレ施設点検・修繕	4棟	週2回程度	4～11月	◆												受付棟内トイレ含む
	公園トイレ明金・閉錠	4棟	1回	4・11月	◆						◆						受付棟内トイレ含む
照明灯管理	照明灯修繕	61箇所	随時	隨時	◆												
	不点調査	61箇所	随時	隨時	◆												月1回以上
	淨化槽点検	2箇所	15回	4～11月	◆												
機械設備管理	淨化槽稼働・停止	2箇所	1回	4月・11月	◆						◆						井戸メーターの測定
	ポンプ点検	4箇所	9回	4～11月	◆												
	ポンプ稼働・停止	4箇所	1回	4月・11月	◆						◆						

公園名：厚別山本公園（令和7年度～令和10年度）

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
園内一般部	清掃A	24,642m ²	16回	4～11月													
	清掃B	24,642m ²	1回	4月	◆												
	清掃C	24,642m ²	1回	10月・11月	◆												
	草刈M	4,691m ²	2回	5～10月	◆												環境外周林
	トラフ清掃	31m	1回	5～10月	◆												
	樹木清掃（2型留耕樹）	10箇所	1回	5～10月	◆												総数39箇所
	水飲み台冬囲いA	1箇所	1回	4月・11月	◆												設置・撤去
	アクションスポーツエリア清掃A	3,900m ²	215回	4～11月	◆												毎日・2箇所
	中央エンターンス 草刈I 広場	3,974m ²	5回	5～10月	◆												
トイレ管理	低木冬囲いE	70本	1回	4月・11月	◆												設置・撤去
	公園トイレ清掃	1棟	週2回程度	4～11月	◆												管理事務所横トイレ
	公園トイレ施設点検・修繕	1棟	週2回程度	4～11月	◆												管理事務所横トイレ
	公園トイレ開栓・閉栓	1棟	1回	4・11月	◆												管理事務所横トイレ
	照明灯修繕	9箇所	随時														
照明灯管理	不点調査	9箇所	随時														

公園名：えびの台緑地

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡視 定期巡視	1式 1式	33回 12回	4~11月 通年	◆												
	清掃A	186,000m ²	14回	4~11月	◆												拾い集め清掃
	清掃B	213,000m ²	1回	4月	◆												春清掃
園内清掃	清掃C	83,000m ²	2回	10月~11月	◆												落ち葉清掃
	トラフ清掃	1,910m	1回	隨時	◆												
	樹木清掃	14箇所	1回	隨時	◆												東側緑地
	草刈B	104,300m ²	3回	5・7・9月	◆												パークゴルフ場
芝生管理	草刈C	17,760m ²	2回	6月・9月	◆												野球場・陸上競技場
	草刈E	27,760m ²	6回	5~10月	◆												東側・南側・西側
	生垣刈込A	150m	2回	7月・9月	◆												野津幌川緑地
	育植刈込	20m ²	1回	6月	◆												
植栽管理	公園樹木管理	50本	隨時	隨時	◆												除草(野津幌川緑地・野球場横)
	花壇管理	47m ²	3回	6月・8月	◆												管理事務所前)
	PC場芝生張替	200m ²	隨時	隨時	◆												
	樹木整枝	29本	隨時	隨時	◆												

公園名：もみじ台緑地

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
サービス施設	水飲み台開栓・閉栓	9箇所	1回	4月・11月	◆						◆						
トイレ設置	野津幌川緑地コース仮設トイレ設置・撤去	2棟	1回	4月下旬～11月上旬	◆												リース対応
	野津幌川緑地コース仮設トイレ清掃	2棟	27回	4月下旬～11月上旬	◆												汲取り等管理含む
公園トイレ清掃		6棟	週2回程度	4～11月	◆												もみじ台緑地管理
トイレ管理	公園トイレ施設点検・修繕	6棟	週2回程度	4～11月	◆												事務所含む
	公園トイレ開栓・閉栓	6棟	1回	4月・11月	◆												もみじ台緑地管理
	遊器具点検	1式	2回	4月・7月	◆												事務所含む
遊具施設	遊器具修繕	1式	随時	随時	◆												休養施設等も含む
	砂場管理	10m ²	1回	4月	◆												砂補給・敷き均し
	照明灯修繕	1式	随時	随時	◆												ランプ・カバー取替等
照明灯管理	不点調査	1回	随時	随時	◆												
	樹木冬囲い	9,742本	1回	11月	◆												撤去含む
冬期準備	水飲み台冬囲い	9基	1回	11月	◆												撤去含む

公園名：もみじ台緑地

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
野球場整備	1箇所	16回	4~10月														グラウンド整備、 土補給含む、バックネットの開閉
テニスコート整備 (オムニコート)	7面	1回	4月	◆													春清掃（水洗い） 砂補給含む、東側7面
パークゴルフ場芝生目土	12,300m ²	1回	11月														パークゴルフ場 3箇所
パークゴルフ場芝生施肥	12,300m ²	1回	5月	◆													パークゴルフ場 3箇所
防球ネット設置撤去	570m	1回	4月・11月	◆													パークゴルフ場 3箇所
有料施設受付	1式	217日	4月1日～ 11月3日	◆													管理事務所にて対応
特殊管理																	
カラスの糞撒去	1式	随時		◆													高所作業車
ハチの糞撒去	1式	随時		◆													
注意看板設置	1式	随時	隨時	◆													ラミネート簡易看板
セキュリティ管理	1式	217日	4月1日～ 11月3日	◆													機械警備
無料テニスコート管理（クレイ）	1式	随時	4～11月	◆													利用調整 西側と南側で4面
面場管理	1式	随時	4～11月	◆													刈草等の搬入、堆肥化

公園名： 大谷地流通団地東側緑地

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡視 定期巡視	1式	33日	4~11月	◆												
	清掃A	1式	12日	通年	◆												
	清掃B	34,000m ²	14回	4~11月	◆												拾い集め清掃
	清掃C	34,000m ²	1回	4月	◆												春清掃
園内清掃	トラフ清掃	34,000m ²	2回	10~11月	◆	◆											落ち葉清掃
	樹木清掃	150m	1回	随時	◆												
	草刈B	4箇所	1回	随時	◆												
芝生管理	草刈E	19,000m ²	3回	5~7・9月	◆												野球場
	公園樹木管理	5,600m ²	6回	5~10月	◆												
	寄せ刈込	1式	隨時	◆													
	樹木整枝	50m ²	1回	6月	◆												
	サービス施設	2箇所	1回	4月・11月	◆												
トイレ管理	公園トイレ清掃	1棟	週2回程度	4~11月	◆												
	公園トイレ施設点検・修繕	1棟	週2回程度	4~11月	◆												
	公園トイレ開栓・閉栓	1棟	1回	4月・11月	◆												◆

公園名：大谷地流通団地東側緑地

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
遊戯施設	遊器具点検	1式	2回	4月・7月	◆												
	遊器具修繕	1式	随時	◆													
照明灯管理	照明灯修繕	1式	随時	◆													休養施設等も含む
	不点調査	1回	随時	◆													ランプ・カバ一取替等
冬期準備	樹木冬囲い、	634本	1回	11月	◆												撤去含む
	遊器具冬囲い	1基	1回	11月	◆												撤去含む
冬期準備	水飲み台冬囲い	2基	1回	11月	◆												撤去含む
	野球場整備	1面	16回	4~10月	◆												グラウンド整備、土補給含む
特殊管理	テニスコート整備	2面	1回	4月	◆												春清掃（水洗い）
	カラスの巣撤去	1式	随時	◆													高所作業車
	ハチの巣撤去	1式	随時	◆													
	注意看板設置	1式	随時	◆													ラミネート簡易看板

公園名：青葉中央公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡視 定期巡視	1式	33回	4~11月	◆												
	定期A	1式	12回	通年	◆												
	清掃A	18,000m ²	14回	4~11月	◆												◆ 拾い集め清掃
園内清掃	清掃B	41,000m ²	1回	4月	◆												春清掃
	清掃C	18,000m ²	2回	10~11月	◆												落ち葉清掃
	トラフ清掃	290m	1回	随時	◆												
	樹木清掃	4箇所	1回	随時	◆												
芝生管理	草刈B	9,400m ²	3回	5~7・9月	◆				◆								
	公園樹木管理	30本	随時	隨時	◆												除草
植栽管理	花壇管理	420m ²	3回	6月・8月	◆												
	樹木整枝	25本	隨時	隨時	◆												
	サービス施設	水飲み台・閉栓・閉栓	2箇所	1回	4月・11月	◆											
	公園トイレ清掃	3棟	週2回程度	4~11月・3月	◆												◆
トイレ管理	公園トイレ施設点検・修繕	3棟	週2回程度	4~11月・3月	◆												◆
	公園トイレ閉栓・閉栓	2棟	1回	4月・11月	◆												駐車場横トイレは通年開放
	出入口除雪	1棟	適宜	冬期間	◆												
	遊器具点検	1式	2回	4月・7月	◆												休憩施設等も含む
遊具施設	遊器具修繕	1式	隨時	隨時	◆												休憩施設等も含む
	遊器具注油	1基	2回	4月・7月	◆												